

- 注 1 農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合にあっては、「構成員の状況」欄は、記入を要しないこと。
- 2 「事業の内容」の「農畜産物の名称」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記入すること。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記入すること。
- 3 「事業の内容」の「農業関連事業」とは、次のものをいう。
- (1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 4 「売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び農業関連事業の売上高の合計を記入し、それ以外の事業の売上高については、「農業以外の事業」欄に記入すること。
- 5 「構成員の状況」欄の「農業関係者」欄は、農地法第2条第3項第2号イからチまでのいずれかに該当する者について記入すること。
- 6 「農業関係者」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社（以下「承認会社」という。）が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記入すること。また、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記入すること。
- 7 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「農業関係者」の「法人に対する農地等の提供の状況」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記入すること。
- 8 「使用人の状況」欄は、「業務執行役員」のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合のみ記入すること。
- 9 法人の定款の写しとともに組員名簿又は株主名簿を添付すること。
- 10 承認会社である場合は、その事実を証する書面並びにその構成員の株主名簿及び構成員の議決権の数を記入した資料を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。